

平成23年度 第2回

村長記者会見資料

平成23年9月28日

東海村

平成23年度第2回(9/28) 村長記者会見案件一覧

NO.	課名	案件名	ページ
1	東海村 災害対策本部	福島第一原子力発電所事故に伴う放射線の 対応状況について 【別紙1】放射線測定器「無償貸出」開始の お知らせ 【別紙2】東海村内における放射線レベルの 低減対策を行う目安について	1-4
2	まちづくり国際 化推進課	震災の体験を後世に語り継ぐために… 震災の記録集 募集	5
3	自治推進課	平成23年度東海村ハラスメント防止講演会	6-7
4	図書館	東海村立図書館 増改築工事 リニューアル開館	8-9
5	総務課	定例議会（9月）議案一覧	10-11
6			
7			
8			
9			

福島第一原子力発電所事故に伴う放射線の対応状況について

【現状】

○ 空間放射線量の測定について

① 茨城県設置の測定局（モニタリングステーション）による測定

測定箇所は、石神、豊岡、舟石川、押延、村松、三菱原燃及び原燃工の7か所で随時測定しています。

測定結果については、村公式ホームページや役場正面入り口に設置している放射線表示装置及び各コミュニティセンターに設置している防災情報ネットワークシステムで公表しています。

② 学校等の校庭の測定

測定箇所は、小中学校、幼稚園、保育所（園）の22施設の校庭等の放射線量を測定しています。小・中学校は校庭内の5か所、幼稚園・保育所（園）は園庭内の砂場を含めた4か所で、それぞれ地表面から3cm、50cm、100cmの高さで月2回測定しています。

測定結果については、村公式ホームページで公表しています。

※ 10月測定分からは、村内の放射線量が一定で落ち着いていることから、測定は月1回とします。（変化があったときは複数回とします。）

【今後の対応】

○ 空間放射線量の測定及びマップの作成について

① 公園及び農地の測定

村内全地域の空間放射線量を調査するため、上記【現状】①及び②において測定していない地域を中心に、公園及び農地の空間放射線量についても測定します。

② 放射線測定器の一般貸出による測定（9月20日（火）から実施済み）

地域、団体または個人（村内在住・在勤の方）に放射線測定器を無償で貸し出します。

機器：CsIシンチレーションカウンタ

※ 10月以降はボランティアによる測定補助も予定

*別紙1参照

③ 村内における空間放射線量マップの作成

【現状】①及び②並びに上記①及び②において記載した空間放射線量の測定結果を活用し、村の都市計画図（30000分の1）を約1kmメッシュで区切り、村内全地域の空間放射線量の状況を把握し、10月末を目途に公表します。

○ 放射能濃度の検査について

① 民間検査機関への委託による検査

井戸水の放射能濃度は村内10か所、土壌は村内15か所（田んぼ6か所・畑9か所）、東

海村産の農産物は米、野菜、芋、梨、ぶどう等約40検体の放射能濃度を、民間検査機関に委託することにより検査し、10月末を目途に公表します。

② 食品放射能測定装置による検査（10月中旬以降開始予定）

食品放射能測定装置を導入し、一般の自家消費用として村内で栽培された農産物のほか、土壌、井戸水などの放射能濃度を無償で検査します。また、学校給食の食材についても検査します。

機器：NaIシンチレーションカウンタ

【福島第一原子力発電所事故に伴う放射線レベルの低減対策について】

○ 村内における放射線レベルの低減対策を行う目安について

地表面から50cmの高さ*¹で、1時間あたり0.25 μ Sv（マイクロシーベルト）以下*²を目安とします。

*1、*2の根拠については別紙2参照

○ 目安を超えたときの低減対策について

① 土壌の除去

雨樋直下、側溝、芝（草地）、立木及び植栽植え込みの土等の土壌を除去し、土嚢袋に入れる。

② 除去した土壌等の当面の処理方法

土砂を入れた土嚢等は、敷地内に穴を掘り、ブルーシート等で養生して埋設（約40～50cmの覆土）する。または、敷地内の一角をブルーシートで養生し、トラロープ等で立ち入り制限をするか、仮置きを表示等をしたうえで一時保管する。

③ 除去効果の確認

事前に測定した地点における線量測定を行い、記録する。（線量が低下していることを確認する。）

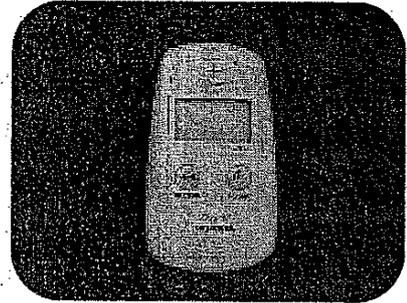
④ 除去を行う者

私有地・・・各個人（所有者）

公共施設・・・役場（各担当課室）

放射線測定器「無償貸出」開始のお知らせ

村では、福島第一原発の事故に伴い放出された放射性物質など放射線の状況を自ら把握しようとしている地域・村民のみなさんに対し、放射線測定器を無償で貸し出す制度を以下のとおり開始いたします。どうぞ御利用ください。



【貸出開始日】

平成23年9月20日(火) ※予約開始:9月15日(木)午前8時30分～
 ※窓口予約を優先とするため、電話での予約は全日午後1時からといたします。

◆本制度は、当面は平成24年3月31日まで継続する予定です。

【貸出対象者】

地域・団体、または個人(村内在住・在勤の方) ※御自分で測定が可能な方

- ◆いずれの場合も、測定結果(地点, 数値データ)を村に必ず提供していただくことを条件として貸出いたします。(村として結果を取りまとめ, 原則公表予定。)
- ◆測定状況によっては、村の原子力専門技術者が再調査を行う場合もありますので御了承ください。また、10月以降は、ボランティアによる測定補助も予定しています。

【貸出時間】

1回あたり、1日最大3時間まで!
 ※【午前】9:00-12:00 【午後】13:00-16:00 月～土曜日(日曜・祝日は除く)

- ◆複数回の貸出を御希望の場合、次回予約までには、最低でも3日間空けていただきます。(より多くの方々に貸出することが本制度の目的です。御了承ください。)
- ◆土曜日の実施については、本年12月末までを予定しています。(以後、状況により判断。)

【貸出方法】

事前に「申請書」の提出が必要です!

- ◆申請書など関係書類は、役場3階まちづくり国際化推進課にてお渡ししています。また、村HPからもダウンロードできます。
- ◆電話での仮予約も承りますが、機器の貸出前に本申請(申請書提出)が必要です。

【問合せ】 東海村 総合政策部まちづくり国際化推進課

TEL282-1711(代) 内線 1341, 1342

※受付時間:月～金(祝日は除く) 8:30-17:15

平成 23 年 9 月
東海村災害対策本部

東海村内における放射線レベルの低減対策を行う目安について

低減の目安：地表面から 50cm の高さ*¹で、1 時間あたり $0.25 \mu\text{Sv}$ 以下*²

* 1 「地表面から 50cm の高さ」の根拠

幼児・低学年児童等の生活空間を配慮し、文部科学省「学校等における放射線測定の手引き」による。

* 2 「1 時間あたり $0.25 \mu\text{Sv}$ 以下」の根拠

現在の空間線量は、①福島原発事故に由来する人工放射線による影響、②大地などからの自然放射線による影響を受けており、それぞれ次のとおりとなる。

① 人工放射線による影響

文部科学省の提案により、今後学校等で受ける線量は 1 年間あたり 1mSv 以下を目指すとしている。

→ $0.19 \mu\text{Sv}/\text{時間}$

1 日 24 時間のうち 8 時間を屋外で、16 時間を屋内で 1 年間 365 日過ごすとした場合、1 年間に浴びる放射線量を 1mSv ($=1000 \mu\text{Sv}$) 以下とするための 1 時間あたりの空間線量 ($A \mu\text{Sv}$ とする) は次の式により求められる。

※ 屋内で浴びる放射線量は屋外と比べ 6 割減すると考える。

$$(A \mu\text{Sv} \times 8 \text{時間} + A \mu\text{Sv} \times 16 \text{時間} \times 0.4) \times 365 \text{日} = 1000 \mu\text{Sv}$$

$$A = 0.19025 \dots \mu\text{Sv}$$

② 自然放射線による影響

村内の 3 月 11 日以前の実測値 (地表面 50~100cm) の平均

→ $0.06 \mu\text{Sv}/\text{時間}$

以上のことから、①②を合計し、

$$0.19 \mu\text{Sv}/\text{時間} + 0.06 \mu\text{Sv}/\text{時間} = 0.25 \mu\text{Sv}/\text{時間}$$

となる。

震災の体験を後世に語り継ぐために…

東海村における震災の体験を風化させないため、
また、新たなまちづくりや防災対策の一助とするため、
震災の記録集を発行します。

皆さんの作文・写真・動画をぜひお寄せください。



◎募集要項

●対象

東海村にお住まいの方、または東海村とつながりのある方

●締切り

平成23年10月31日(月)必着

●募集内容

(1) 作文の部

- ・震災の体験(震災発生日だけでなく、その後の体験でもOK)。
- ・震災を通じて思ったこと、考えたこと。
- ・今後のまちづくりに対する提言など。

(2) 写真、動画の部

- ・村内で撮影されたもの。
- ・被害状況の写真に限らず、炊出しの食事風景や通勤中のスナップ、ボランティア活動、片付けをしている様子など。復旧・復興する村の様子など。

●提出方法

(1) 作文について

- ・1, 200字以内(タイトルを含む)、文章に写真をつけたい場合は、2枚以内(詳細は(2)写真について参照)。
- ・手書き、または電子データで提出。電子データの場合は、メールまたは、CD、DVDに複製し、持参または郵送で提出。

(2) 写真について

- ・写真はプリントしたもの、または電子データで提出。
- ・撮影日時、撮影場所、画像についての簡単な説明を付記。
- ・JPEG形式で1枚「1024×768」以下のサイズとする。

(3) 動画について

- ・CDに複製し、持参又は郵送で提出。
- ・形式はMPEG1または2, wmvとする。
- ・撮影日時、撮影場所、画像についての簡単な説明を付記。

●提出先

(1) 持参又は郵送の場合のあて先

総合政策部まちづくり国際化推進課(役場3階)
〒319-1192 東海村東海三丁目7番1号
お名前・ご住所・電話番号をお書き添えください。

(2) メールの場合のあて先

東海村姉妹都市交流会館
tsch@ice.hidecnet.ne.jp
件名を【東海村3.11文集】とし、送信してください。
お名前・ご住所・電話番号をお書き添えください。

ご注意

- (1) 未発表の創作原稿で1人1点とします。
- (2) 提出物の著作権は、村に帰属します。
- (3) 原則、記名で公開します。
- (4) 表記の統一、事実誤認の修正など、校正は村に一任していただきます。
- (5) 他の書籍やサイト等から無断でコピー(ダウンロード)した写真など、著作権法などの法令に抵触するものの提供は行わないでください。著作権等の問題が発生した場合は、投稿者の責任で対応して頂くこととなりますのでご注意ください。
- (6) 記録集は冊子およびホームページによる公開を予定しておりますが、場合によっては掲載ができないこともありますのでご了承ください。
- (7) 提出いただいたものは返却いたしません。

問い合わせ

東海村役場 総合政策部まちづくり国際化推進課

029-282-1711(代表)

(内線1341 1342)

平成23年度東海村ハラスメント防止講演会

- 目 的 セクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントの実例を交えた講演を行うことにより、村内事業所・企業等におけるセクシュアルハラスメント及びパワーハラスメント防止に対する意識高揚を図る。

- 期 日 平成23年10月28日（金） 午後2時～午後3時30分

- 場 所 東海村役場 原子力視察研修室

- 講 師 小川佳子弁護士（小川佳子法律事務所所長）
 講師紹介：慶應義塾大学法科大学院などで教鞭をとられているほか、リスクマネジメント、福祉関連の執筆・コメンテーターとして活躍。

- 演 題 「知らなかった！」で加害者にならないために

- 内 容 セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの裁判例などを参考に、加害者とならない&加害者を発生させないための重要なポイントについて学ぶ。

- 対 象 ○ 村民
 ○ 東海村男女共同参画推進委員会委員
 ○ 東海村内企業等の男女共同参画担当者
 ○ 東海村民生委員・児童委員
 ○ 東海村青少年相談員
 ○ 東海村男女共同参画推進庁内連絡会議委員
 など、約40名

- 主 催 東海村

知らなかった! で 加害者にならないために

セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの裁判例などを参考に、加害者とならない&加害者を発生させないためのポイントについて学びます。

YES

NO

10/28 金

14:00 ~ 15:30

入場無料

無料保育
サポート有
(要予約)

- 場 所 東海村役場 5階 (原子力視察研修室)
- 講 師 小川佳子さん (弁護士/小川佳子法律事務所所長)
慶應義塾大学法科大学院などで教鞭をとられているほか、リスクマネジメント、福祉関連の執筆・コメンテーターとして活躍。
- お申込み・お問合せ
東海村総務部自治推進課
(詳しくは、裏面をごらんください。)

講演会「知らなかった！で加害者にならないために」申込書

東海村自治推進課 行

FAX 029-282-2145

平成23年 月 日

ふりがな 氏名		電話番号	
------------	--	------	--

↓講師へ事前に質問がある方はこちらへご記入ください。↓
* 質問した方の名前は公表されません。*

★保育サービスをご希望の方★			
----------------	--	--	--

こどもの名前		よみかた	
愛称		性別	男 女
生年月日	H . .	年齢	歳 ヶ月

※個人情報、人数の把握と緊急時のお知らせ以外の目的で使用することはありません。

【お申込み・お問合せ先】

東海村総務部自治推進課

〒319-1192 東海村東海三丁目7番1号

TEL 029-282-1711(代) FAX 029-282-2145

電子メール jitisuisin@vill.tokai.ibaraki.jp

直接または電話、FAX、電子メールでお申し込みください。



男女共同参画

東海村立図書館 増改築工事終了 リニューアル開館

1 経緯・経過

村立図書館は、昭和60年8月の開館以来25年以上が経過し、蔵書の収容能力の低下、スペースの狭隘化等から増改築工事を行うことになり、平成20年度に策定した増改築計画「出会いと交流の図書館」に基づいて、平成21年度に設計業務が完了し、平成22年7月から平成23年7月中のリニューアル開館を目指して増改築工事を開始しました。

震災の影響によりふた月強開館が遅くなりましたが、このたび10月1日（土）リニューアル開館する運びとなりました。

2 新図書館の基本目標

村民に開かれた図書館であり、生涯学習機能等を備えた「出会いと交流の図書館」を目指し、以下の6つを基本目標とします。

- ①子どもが本を読む楽しさに出会える図書館
- ②滞在型の図書館
- ③情報発信の拠点としての図書館
- ④住民参加型の図書館
- ⑤地域と連携する図書館
- ⑥外国人も利用しやすい図書館

3 新図書館の主な特徴

- ▼ ふれあいの森公園との接点には、閲覧スペースを設け、ガラス越しに公園の景色を眺めながら調べものや読書のできる開放的で居心地の良い空間とします。
- ▼ 開架スペースを大きくフィクションゾーン（文学等）とノンフィクションゾーン（歴史、科学等）に分けます。
- ▼ フィクションゾーンの中で、絵本・児童青少年・成人の文学が緩やかにつながり、成長過程の中で自由に本を探せるようにします。
- ▼ ノンフィクションゾーンの中心にメディアコンプレックスを設置し、媒体にとらわれずさまざまな情報に出会い、触れることができるようにします。
- ▼ 在村、来村する外国人への支援強化の一環として洋書の整備充実に努めます。
- ▼ ボランティアルームを設け、積極的な住民参加型の図書館への設備を整えていきます。

4 開館時間の延長

リニューアル後の開館時間は、平日（火～金）午前9時30分から午後7時まで、土日は午前9時30分から午後5時までです。

5 リニューアル開館当日

10月1日（土）は、10時からテープカット等のオープニングセレモニーを実施し、その後一般の利用者に利用していただくこととなります。

建築の概要

構造	鉄筋コンクリート造り（一部鉄骨造り）地上2階					
延べ面積	既存部分 の改修	1階	1,319 m ²	増築	1階	1,501 m ²
		2階	188 m ²		2階	576 m ²
		合計	1,507 m ²		合計	2,077 m ²
	合計	3,584 m ²				
建築面積	2,885 m ²					
所要諸室	開架室（一般開架・児童開架・お話コーナー）、中庭、エントランスホール、交流ラウンジ、研修室、ボランティアルーム、収蔵庫、閉架書庫、事務室、トイレ、機械室 教育支援センター（うち142 m ² ）					

増改築前図書館 1523.39 m²（延床面積）
1421.94 m²（建築面積）

増改築後（延床面積）

図書館 3442.59 m²
教育支援センター 142.04 m²
合計 3584.63 m²

収蔵能力

増改築前 約13万冊 開架12万冊 閉架 1万冊
増改築後 約25万冊 開架15万冊 閉架10万冊
（開架書架、閉架書架含む）

平成23年第3回 東海村議会定例会 提出議案一覧表

番号	提出議案名	提出課名	備考
報告第12号	寄附の受入れについて	自治推進課	
報告第13号	寄附の受入れについて	財務課	
報告第14号	平成22年度東海村一般会計継続精算報告書	財務課	
報告第15号	平成22年度健全化判断比率の報告について	財務課	
報告第16号	平成22年度資金不足比率の報告について	財務課	
報告第17号	平成22年度財団法人東海村文化・スポーツ振興財団決算等の報告について	社会教育課	
議案第56号	現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	税務課	
議案第57号	東海村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	社会福祉課	
議案第58号	東海村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	社会教育課	
議案第59号	平成23年度東海村一般会計補正予算(第5号)	財務課	
議案第60号	平成23年度東海村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	財務課	
議案第61号	平成23年度東海村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	財務課	
議案第62号	平成23年度東海村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	財務課	
議案第63号	平成23年度水戸・勝田都市計画事業東海西土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	財務課	
議案第64号	平成23年度水戸・勝田都市計画事業東海東土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	財務課	
議案第65号	平成23年度水戸・勝田都市計画事業東海西第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	財務課	
議案第66号	平成23年度水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	財務課	
議案第67号	平成23年度水戸・勝田都市計画事業東海村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	財務課	
認定第1号	平成22年度東海村一般会計歳入歳出決算の認定について	財務課	
認定第2号	平成22年度東海村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	財務課	

JCO 臨界事故発生の日にあたって（朝礼）

1999年9月30日午前10時35分、この東海村において日本で初めての臨界事故が起きました。二人の作業員が被曝で亡くなり、住民を含めて660人余の被曝者を出しました。1956年日本原子力研究所がこの地に誕生して以来、原子力発祥の地として言われてきた東海村での世界を震撼させた原子力事故でありました。当時の役場職員は全員十分な睡眠もとらずに三日三晩を超えて獅子奮迅の働きをしました、その後の健康調査、損害賠償交渉、風評対策などの課題に半年以上の間寸暇を惜しまず、懸命に取り組んで参ったのでした。

あれから12年、もうあのような経験はないであろうと思っていましたが、まともや東日本大震災による未曾有の大被害、加えて国際評価尺度でレベル7という最悪の福島原発事故に見舞われてしまいました。地震による災害は、自然のなすことであり人間である以上宿命だと割り切ることができますが、人間の力で動かレコントロールしなければならぬ原発の事故に関してはそうはいきません。特に村内に原子力発電所を抱えている私たちとしては。しかも福島と同じことが、この東海でも起きたかも知れない状況を知ったときには背筋の凍る思いでした。現実は一髪、紙一重でのセーフでした。

JCO 臨界事故の時も同じでしたが、あの原発事故の事故処理、事故への政府や東電の対応は全くなっていませんでした。そして故郷を追われた人たちは未だに将来の当てもなく流民の状態に置かれたままであり、特に子供たちは可哀想でなりません。また、まちの行政機能も根底から崩れたまま放置されています。全く許しがたいことであります。

私はこのように人に冷たく、かつ無能な国では原発などというものは持つべきでない、その資格などはないと考えるに至りました。考えても見なさい、私たち東海村民38,000人は何処に避難できるでしょうか。そして再び戻ることはチェルノヴィリ事故の例を挙げるまでもなく福島の今の状況からみても不可能でありましょう。「国破れて山河あり」といいますが、懐かしきうるわしい故郷の山河は昔に変わられねど、そこで再起することはできない、こんな悲劇があらましようか。

私はJCO 臨界事故から10年にあたる2009年に、この場でこういう趣旨のことを言いました。「この地で原子力と共存していくには原子力にきちんと物を言っていくことが大事だ。経済的恩恵を受けているからといって物が言えないでは我々の安全も原子力の未来もない」と。しかし今になって原子力ムラと言われている政府と原子力界の体質はJCO 事故後も全く変わることなく更に原発拡大路線を突き進んで、遂に福島原発事故を起こしてしまったのです。原発による数十年の経済的繁栄は一炊の夢であり、その結末は全てを失うということ

福島原発は証明した、そのことを気付かされました。

今度こそは政府と原子力産業界にはっきり物を申したいと思う。原発に近接して 100 万人もが住む当地方では避難計画の策定はできない。こういう地帯に原発はあっていいのか。私たちの子々孫々にわたる安全はどう保証することができるのか等々を問い質したい。「原子力村の村長が何だ」という声があることも承知している、しかしそういう人ばかりではない。本当に原発事故を恐れている村民も多い。村民と東海村の将来を思うと曖昧な妥協は許されないと思っている。日本初の住民避難を惹き起した JCO 臨界事故を、その渦中で体験した者としての今の心情です。

付言しておきますが、原子力は全てノーと言っている訳ではありません。第五次総合計画の柱の一つである 21 世紀型の科学技術研究に力点を置いた新しい原子力センターを目指す構想は、福島原発事故を経験して益々重要であると考えておりますので、予定通り推進してまいります。

以上のことを一言で要約すれば、原子力に向き合う以上は姿勢を正し、金のために魂を売ってはならぬ、このことを 9 月 30 日のこの日改めて思ったことあります。

以上

H23.6～8の役場庁舎の電気使用量削減効果 (前年同月との比較)

	H22.6の 電気使用量 (kWh) ①	H23.6の 電気使用量 (kWh) ②	実削減量 (kWh) ②-①	削減率 (%)
役場庁舎	78,432	51,552	△ 26,880	△ 34.3

	H22.7の 電気使用量 (kWh) ①	H23.7の 電気使用量 (kWh) ②	実削減量 (kWh) ②-①	削減率 (%)
役場庁舎	100,728	51,648	△ 49,080	△ 48.7

	H22.8の 電気使用量 (kWh) ①	H23.8の 電気使用量 (kWh) ②	実削減量 (kWh) ②-①	削減率 (%)
役場庁舎	130,032	55,632	△ 74,400	△ 57.2

削減効果に対する貢献度の高い取組み

- ・空調機停止中
- ・蛍光灯間引き(消灯)本数135本
- ・エレベーター1台停止
- ・PC省電力20%削減
- ・コピー機省電力へ交換

H23.6～8の役場庁舎の電気料金削減効果 (前年同月との比較)

	H22.6電気料 (円) ①	H23.6電気料 (円) ②	削減額 ②-①	削減率 (%)
役場庁舎	1,509,259	1,252,940	△ 256,319	△ 17.0

	H22.7電気料 (円) ①	H23.7電気料 (円) ②	削減額 ②-①	削減率 (%)
役場庁舎	1,732,816	1,173,062	△ 559,754	△ 32.3

	H22.8電気料 (円) ①	H23.8電気料 (円) ②	削減額 ②-①	削減率 (%)
役場庁舎	2,119,091	984,028	△ 1,135,063	△ 53.6

削減効果に対する貢献度の高い取組み

- ・空調機停止中
- ・蛍光灯間引き(消灯)本数135本
- ・エレベーター1台停止
- ・PC省電力20%削減
- ・コピー機省電力へ交換